

別表第1(第4条関係)

補助対象設備	対象要件(全ての要件を満たすこと。)
太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部または一部を事業所において消費するもの (2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーおよびその他付属機器で構成されているもの (3) 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)において設備認定にかかる型式登録されているものまたはそれと同等であると町長が認めるもの (4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている事業所に設置すること。
蓄電池システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登録しているものまたはそれと同等であると町長が認めるもの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えている事業所に設置すること。
高効率空調	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(Ⅲ) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された設備またはそれと同等であると町長が認めるもの
業務用給湯器	
高効率コージェネレーション	
冷凍冷蔵設備	
LED 照明器具	
窓の断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下となるガラス交換、内窓設置、外窓交換または同等の性能を有する施工

玄関ドアの断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下もしくはフラッシュ構造等断熱効果のある玄関ドアへの交換または同等の性能を有する施工
外壁の断熱	外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充填施工もしくは内張施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
屋根の断熱	屋根の上側(外側)へ断熱材を外張施工もしくは屋根の下側(小屋裏側)に断熱材を施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工

※未使用品であること。

別表第2(第6条関係)

区分	補助対象設備	補助金額	補助限度額
ア	太陽光発電システム	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 ※左欄に掲げる補助対象設備の同時申請は可能とする。	20万円
イ	蓄電池システム		
ウ	高効率空調		
	業務用給湯器		
	高効率コージェネレーション		
	冷凍冷蔵設備		
	LED照明器具		
	窓の断熱		
	玄関ドアの断熱		
	外壁の断熱		
	屋根の断熱		

※区分ア、イ、ウの同時申請は可能とする。すべての補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。